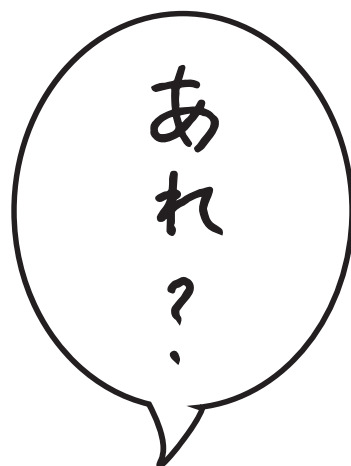


今日から、



ヘルメット

かぶります。



合言葉は安全第一。

自転車に乗るときは… 大人も子どももヘルメット！

道路交通法の改正により、
令和5年4月1日から
全ての自転車利用者の
ヘルメット着用が
努力義務となりました。

1

自転車乗用中の死亡事故

約6割が **頭部に致命傷**

自転車乗用中の事故は、年間7万件近く起こっています。
また、死亡事故の約6割が頭部のケガによるものです。
事故時の致死率は、ヘルメットを着用していない場合が着用している場合に比べて約2.2倍も高くなっています。

(警察庁ホームページより)



ヘルメット

ヘルメット



2

もしもに備えて

点検整備・保険加入

自転車に安全に乗るためには、普段からの点検整備が大切です。また、事故が起きたときに困らないよう、自転車損害賠償保険等に入っておきましょう。

賠償保証金は一億円に上ることも。

3

忘れちゃいけない

自転車は 左側通行

自転車は軽車両で「車のなかま」。
道路の左端を通行するのが原則です。歩道を走るときは、歩行者にやさしい運転を。
また、車道の逆走(右側通行)や並走、傘差し、スマホを操作しながらの運転はとても危険。絶対にやめましょう。

ヘルメット、
かぶらんといかんね～

